

## マイナンバーの連絡のお願い

マイナンバー法の成立に伴い、平成27年10月より、住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知されます。また、平成28年1月以降、税や社会保障などの公的な手続に、順次、マイナンバーの記載が必要となります。つきましては、下記のとおり本社人事総務課までマイナンバーのご連絡をいただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1. マイナンバーの連絡の期限

入社関係書類と一緒にご提出ください。

#### 2. マイナンバーの連絡方法

次の書類を本社人事総務課までコピーのご提出をお願いいたします。

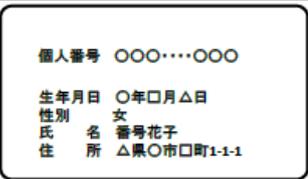
- (1) 通知カード+顔写真付き身分証明書1点（運転免許証、パスポート、在留カードなど）  
または、通知カード+顔写真なし身分証明書2点（国民・社会保険健康保険証、年金手帳、住民票・住民票記載事項証明書など）

※通知カード→従業員本人・扶養家族がいる場合は扶養家族全員分の提出が必要。  
身分証明書→従業員ご本人の分のみ提出が必要。

- (2) 令和〇〇年分 扶養控除申告書

上記、(1)・(2)を同封の封筒に入れ、必ず封をしてご提出をお願い致します。

※通知カードのコピーは同封の台紙にのり付けしてご提出ください。

通知カード 平成27年10月～	個人番号カード 平成28年1月～
	
	(表) (裏)
H28.1～希望者は、初回は無料で通知カードから個人番号カードへ切り替え可能。 カードのデザインは仮のもの。	

#### 3. マイナンバーの利用目的

源泉徴収事務・雇用保険・労働保険・健康保険、厚生年金（健康保険、厚生年金はH29年～）の諸手続き

#### 4. 備考

- (1) 他の方にマイナンバーが見えないように、必ず封筒の封をしてからご提出ください。  
(2) コピーをお預かりした場合、マイナンバーの確認ができ次第破棄し、他の目的に利用することは一切ありません。